

鳥取県告示第 993 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
株式会社コムスン 代表取締役 樋口 公一	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン鳥取ケアセンター	鳥取市雲山112-2	訪問介護	平成19年10月31日
〃	〃	株式会社コムスン湖山ケアセンター	鳥取市松並町一丁目228	〃	〃
〃	〃	デイサービス・コムスン鳥取	鳥取市吉方127	通所介護	〃